



2004年JMRC中国 広島・山口ダートトライアルシリーズ JMRC オールスター選抜 統一規則書

開催日及び主催クラブ

第1戦	4月 4日	コルトモータースポーツクラブ広島
第2戦	6月 20日	チームテスタスポーツ
第3戦	7月 11日	スピリットオブマツダ
第4戦	9月 12日	チーム・エトワール
第5戦	10月 3日	サクシードモータースポーツクラブ
第6戦	10月 31日	カークラブ錦

会 場 テクニツクステージタカタ

シリーズ協賛（五十音順）

株)エフイーティ	アートディレクト
ツチダプラスチック	(有)サンビーム周央技研
ブリヂストンタイヤ中国販売株	
(有)ボデーショップタカタ	マツダ株親和会
ワタナベレーシング	

〈公示〉

本シリーズの競技会は、社団法人日本自動車連盟（J A F）の公認のもとに、国際自動車連盟（F I A）の国際モータースポーツ競技規則およびその付則、それに準拠した日本自動車連盟の国内競技規則およびその付則に従い、かつ本シリーズ統一規則書および各競技会特別規則書に従って、広島・山口地区6クラブの持回りにより地方競技として開催する。

第 1 条 シリーズの名称

J M R C 中国広島・山口ダートトライアルシリーズ

第 2 条 競技会の格式

J A F 公認地方競技

第 3 条 競技会の種目

四輪自動車によるダートトライアル

第 4 条 開催日およびオーガナイザー

	開催日	オーガナイザー	申込締切日
第1戦	4月 4日	コルトモータースポーツクラブ広島	別途各競技会毎に公示する。
第2戦	6月 20日	チームテスタスポーツ	
第3戦	7月 11日	スピリットオブマツダ	
第4戦	9月 12日	チーム・エトワール	
第5戦	10月 3日	サクシードモータースポーツクラブ	
第6戦	10月 31日	カークラブ錦	

第 5 条 開催場所

テクニツクステージタカタ（広島県高田郡高宮町）

第 6 条 大会役員および競技役員

別途各競技会毎に公示する。

第 7 条 競技タイムスケジュール

別途各競技会毎に公示する。

第 8 条 参加資格および競技運転者

本シリーズ競技会の参加者、即ちドライバーは、J A F の発給する 2004 年国内競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、競技運転者は参加者を兼ねることができる。競技運転者は有効な運転免許証と 2004 年国内競技運転者許可証の所持者であること。クローズドクラスについては当シリーズオーガナイザーに会員登録を行っているものとする。

但し、以下の場合は賞典外での出走とする。

①2004 年国際競技運転者許可証所有者

- ②2002 年～2003 年までの各地区地方選手権以上で各クラスのチャンピオンの選手が出走するとき。
- ③2003 年各地区地方選手権以上で各クラスの年間ポイントでの 3 位以内の選手が出て走るとき。他のカテゴリーにも適用する。(ラリーのナビゲーターは除く)
- その他参加制限
- ①2003 年当シリーズクローズドクラスの年間ポイントでの 1 位の選手は本年のクローズドクラスへの参加は認めない。
- ②競技運転者許可証所持者のクローズドクラスへの参加は認めない。
- ③20 歳未満のドライバーは、参加申込に際し親権者の承諾を得ること。

第 9 条 参加制限

- ①全クラスを通じて 150 名程度までとする。
- ②1 つの競技会では、同一選手は、車両 1 台 1 クラスしか参加出来ない。シリーズ途中での車両、クラスの変更は自由とする。
- ③ダブルエントリーは同一車両においては 2 名までとする。
- ④参加車両名は 1 5 文字以内とし、必ず車両名(型式ではなく、通称名)を入れること。例：○○スポーツランサー、××商会シビック等
- 参加申し込みが定員を越え運営に支障を来す場合には、過去の戦歴を参考にしてオーガナイザーにて選考する場合がある。

第 10 条 参加車両

本大会に参加を許される車両は、下記車両である

- ① 2004 年 J A F 国内競技車両規則第 2 編登録番号標付車両規定、第 3 編ラリ一車両規定及び第 4 編スピード車両規定に合致した車両とする。
※N クラスは第 2 編登録番号標付車両規定第 4 章 N 車規定のみを適用する。
- ② 2002 年 J A F 国内競技車両規則第 2 編登録番号標付車両規定、第 3 編ラリ一車両規定及び第 4 編スピード車両規定 第 2 章スピード車両(A 車両)規定に合致した車両とする。
- ③ A、N、RN、RJ、RB および S A 車両は 6 点式以上のロールゲージの装着を義務づける。
- ④ グルーピングを含む特殊加工を施したタイヤ及び、スパイクタイヤの使用を禁止する。
- ⑤ シートベルトについては 2004 年度国内競技車両規則 第 5 編 付則「安全ベルトに関する指導要項」に従うこと。

第 11 条 競技区分

- N - I 気筒容積 1600cc 以下の 4 輪駆動の N 車両
- N - II 気筒容積 1600cc 以下の 2 輪駆動の N 車両
- N - III 気筒容積 1600cc を超える 2 輪駆動の N 車両
- N - IV 気筒容積 1600cc を超える 4 輪駆動の N 車両
- R - I すべての 2 輪駆動及び、気筒容積 1600cc 以下の 4 輪駆動及の A, RN, RJ, RB, SA, SC, D 車両
- R - II 気筒容積 1600cc を超え 3200cc 以下の 4 輪駆動の N, RJ, RB, SA, SC, D 車両
- R - III 気筒容積 3200cc を超える 4 輪駆動の A(登録番号標あり), RN, RJ, RB, SA 車両
- R - IV 気筒容積 3200cc を超える 4 輪駆動の A(登録番号標なし), SC, D 車両
- クローズド 車両による区分はしない。
- 賞典外 車両による区分はしない。

第 12 条 参加料

参加料は次の通り 1 名 8 0 0 0 円
但し賞典外出走者は 4 0 0 0 円とする。

第 13 条 参加申込

各競技会毎に、締切日必着で持参又は郵送のこと。当日エントリー及び電話による申込は受け付けない。申し込みには下記を必要とする。

- ・参加申込書
- ・車両申告書
- ・参加料
- 尚、参加申込書には登録クラブ印を必要とする。

第 1 戰 CMS C 広島

申込場所：〒739-0323 広島市安芸区中野東 6-6-8
平原 和幸 TEL 082-892-9560

第 2 戰 TTS

申込場所：〒739-1805 高田郡高宮町原田 3969 ボデ-ショップタカタ内
中村 克久 TEL 0826-57-1717

第 3 戰 S P I R I T

申込場所：〒730-8670 広島県安芸郡府中町新地 3-1
マツダ(株) サス開発 G r 内 SPRIT 事務局
高橋 義晴 TEL 090-8602-5699

第 4 戰 E T O I L E

申込場所：〒791-1121 愛媛県松山市中野町甲 66-3
E T O I L E 事務局 小清水 昭一郎 TEL 089-963-3884

第 5 戰 S

申込場所：〒744-0022 下松市楠木町 3 4 9 - 1 0 サンビーム内
サクシードモータースポーツクラブ事務局 TEL 0833-41-2424

第 6 戰 C C N

申込場所：〒742-0415 玖珂郡周東町中山 3 2 7 - 4
渡辺自動車 内 カーエンジニアリング 事務局
田村 晃 TEL 0827-84-2900

第 14 条 参加受理と参加拒否

- ①オーガナイザーは参加申込者に対して、理由を示す事無く、参加拒否又は賞典外での出走指示をする権限を有する。
- ②参加拒否された申込者には事務経費 1,000 円を差し引いた参加料を返却する。

又、賞典外での出走指示された申込者には参加料の差額を返却する。

- ③受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。
- ④参加受理の通知は行わない。不受理の場合のみ通知する。参加申込書発送の証明は、受理の証明として認められない。
- ⑤締切日以降の申込、参加申込書の記入漏れ等は参加を拒否する場合がある。

第15条 参加者の遵守事項

- ①全ての参加者は明朗かつ公正に行動し、スポーツマンシップに則ったマナーを保たねばならない。
- ②参加者は、競技スタート8時間前より競技終了迄、神経作用に影響を及ぼす薬物を使用したり、飲酒をしてはならない。
- ③参加者はオーガナイザーや大会後援者、競技役員、大会審査委員会の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- ④ドライバーは競技中に、ヘルメット、指先まで完全に覆う手袋、レーシングスーツを着用すること。ただし、クローズドクラスについてレーシングスツーツ着用の義務付けはしないが、着用を強く推奨する。レーシングスーツを着用しない場合、長袖・長ズボンを着用すること。

第16条 車両検査

- ①参加受付後出走可能な状態で車両検査を受けなければならない。車両検査を受けない車両は、競技に不適切と判断された車両は競技に参加できない。
- ②技術委員長は、車両の改造や安全性等について不適切と判断した箇所の修正を命ぜることが出来る。修正を命じられた車両は、修正の後再度車両検査を受けなければならない。
- ③ドライバーが競技中に携行もしくは着用しなければならない物として、車両検査の際技術委員によって点検を受けるものはつぎの通りである。
 - ・競技運転者許可証（健康管理カードを含む）
 - ・運転免許証
 - ・N、S A クラスについては、車検証および改造車検を取得した車両はその関係書類。
 - ・ヘルメット 2004年国内競技車両規則・第5編 付則
- 「スピード行事競技用ヘルメットに関する指導要項」に従うこと
- ④ゼッケンはオーガナイザーの指定したものを使用する。ゼッケン番号は過去の成績等を考慮し、大会事務局が決定する。

第17条 車両変更

参加車両の変更是、受付終了時間までに、同一部門同一クラス内においてのみ、競技会審査委員会の承認をもって認める場合がある。

第18条 慣熟歩行

原則として慣熟歩行は行わず、コースの慣熟は全員徒歩にて行う。

コース図は公式通知にて公示する。

第19条 競技方法

- ①出走は原則としてゼッケン順に行う。
- ②参加者は自車スタート5分前迄に出走可能な状態で待機位置に待機すること。
- ③スタートはフライングスタートとし、スタート員の合図により発進する
- ④スタート合図より1.5秒以内にスタートラインを通過しない車両は非発走車両とみなし当該ヒートは無効とする。
- ⑤ミスコース、ショートカット、ゴール後の一時停止線無視を、コースオフィシャルが判定した場合その回の競技は無効とされる。
- ⑥競技中は運転席の窓ガラス及びサンルーフは必ず閉めて走行しなければならない。（スバルインプレッサのルーフベンチレーションはサンルーフとみなす。）
- ⑦コース上の指定パイロンに対し、移動又は転倒と判定された場合、一個につき5秒を走行タイムに加算する。
- ⑧前走車トラブル等による再出走はオフィシャルの指示に従うこと。
- ⑨走行中に他の援助（オフィシャルを含む）を受けた場合、当該ヒートの競技は無効とされる。
- ⑩競技車がフィニッシュラインを通過して、競技車に対してチェツカーフラッグが振られた時点で競技が終了する。但しその後も一時停止線無視についてはペナルティ対象となる場合がある。

第20条 信号合図

競技中コース委員より示される信号合図は以下の通り。

- 日章旗 : スタート
- 黄 旗 : パイロンタツチ・パイロン転倒
- 黒 旗 : ミスコース・ショートカット
- 赤 旗 : 危険あり。直ちに停止せよ。
- 緑 旗 : コースクリア
- チエカ旗 : フィニッシュ

第21条 計時

- ①計時は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時点から開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- ②計測は、自動計測装置または2個以上のストップウォッチを使用し、自動計測装置の場合は1/100秒以上まで計測し、その測定結果を成績とする。ストップウォッチを使用する場合は、2個以上で少なくとも1/100秒まで計測し、その平均タイムを成績とする。

第22条 順位認定

- ①1台に付き2回の走行を行い、ベストタイムをもって成績とする。但し本統一規則書第26条が適用された場合はこの限りでない。
- ②ベストタイムが同じ場合の順位決定は、下記の順位で決定する
 - a. セカンドタイムの良好な順
 - b. 排気量の小さい順
 - c. 競技会審査委員会の決定による。

第23条 抗議権

- ①参加者は自分が不当に処遇されていると判断するとき、これに対し抗議する権利を有する。但し、本統一規則に規定された参加拒否または審査委員会の決定に対する抗議は受けられない。
- ②抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記して、一件に付き抗議料20300円を添えて競技長を経て審査委員会に提出すること。

第24条 抗議制限

- ①車両又は参加者の参加資格に対する抗議は、その車両の公式車検終了後15分以内に行わなければならない。
- ②技術委員長の決定に対する抗議は、決定直後に行わなければならない。
- ③競技中の不正行為に対する抗議は、そのクラスの当該ヒートの暫定結果発表後30分以内に行わなければならない。
- ④成績に対する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に行わなければならない。

第25条 抗議の裁定

- ①大会審査委員会の裁定結果は、関係当事者にのみ口頭で通知される。
- ②抗議料は抗議が成立した場合のみ抗議提出者に返還される。
- ③車両の分解検査に要した費用は、その抗議が不成立の場合は抗議提出者、成立了の場合は抗議対象者の負担とする。金額は技術委員長が算定する。

第26条 競技会の中止、延期、又は短縮

保安上又は不可抗力による特別の事情があるときは、大会審査委員会の決定に於いて、競技会の中止、延期、又は走行距離もしくは回数を短縮する場合がある。

第27条 損害の補償

- ①参加者は競技中の事故等により第三者に損害を与えた場合、各自が自己の責任に於いて一切を解決しなければならない。
- ②JAF、オーガナイザー、大会役員は競技運営に最大の努力を尽くすことは勿論であるが、参加者自身あるいは参加者が他に及ぼしかねる損害に対しても、一切の補償責任は負わない。

第28条 規則の解釈

本統一規則及び本競技会に関する諸規則や公式通知の解釈について疑事がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てが出来る。質疑に対する回答は大会審査委員会の解釈または決定を最終とし、関係当事者に口頭で通知される。

第29条 公式通知

本統一規則に記載されていない競技運営に関する実施細則、及び参加者に対する指示事項は公式通知にて示される。

第30条 賞典

- ①各競技会毎の賞典
各クラス(クローズド・賞典外は除く) 1位~6位
JAFメダル(3位まで) 横(副賞は無しとする)

②シリーズ表彰

各競技会毎の上位入賞者にシリーズポイントを与え全6戦中5戦の合計ポイントにてシリーズ表彰を行う。与えられるポイントは下記の通りである。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

F地区以外の地域にスポーツ資格登録してある選手が上位に入賞した場合その選手にはポイントは与えない、その際F地区に選手登録をしている選手の繰り上げは行わない。

① 各戦における表彰は、簡素化しシリーズ表彰に重点を置くこととする。

Rクラスにおいて、JMRC全国オールスターダートラ、西日本フェスティバルに参加する権利を与えるが参加車両についてはおののの規則により参加できない場合があります。

総合事務局

吉本 学 〒731-0153 広島県広島市安佐南区安東3-10-42-8
TEL&FAX 082-832-7883 携帯TEL 090-7377-8139
e-mail ysmt44@hbs.ne.jp